瀬戸市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月13日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第2号

瀬戸市行政組織規則の一部を改正する規則

瀬戸市行政組織規則(平成17年瀬戸市規則第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(社会福祉課)	(社会福祉課)
第23条 社会福祉課は、市民の自立を支援し、	第23条 社会福祉課は、市民の自立を支援し、
及び地域で共に支えあう福祉の仕組みをつくる	及び地域で共に支えあう福祉の仕組みをつくる
ため、次の係を置く。	ため、次の係を置く。
(1) 福祉政策係	
(2) <省略>	<u>(1)</u> <省略>
(3) <省略>	(2) <省略>
2 福祉政策係においては、おおむね次の事務を	
分掌する。	
(1) 全世代型地域包括ケアシステムの推進に関	
<u>すること。</u>	
(2) 瀬戸市地域福祉計画の策定及び進捗に関す	
<u>ること。</u>	
(3) 重層的支援体制の構築に関すること。	
(4) 生活困窮者の支援に関すること。	
(5) 瀬戸市社会福祉法人審査会に関すること。	
(6) 他の所管に属しない社会福祉法人の設立、	
定款変更及び指導監査に関すること。	
(7) 社会福祉法人瀬戸市社会福祉協議会に関す	
<u>ること。</u>	

- (8) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関するこ と。
- (9) 災害弔慰金、災害援護資金等に関するこ
- (10) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
- (11) 人権擁護に関すること。
- (12) 更生保護に関すること。
- (13) 瀬戸市生活資金融資あっせん制度に関する こと。
- (14) 瀬戸市福祉基金に関すること。
- (15) 健康福祉部の庶務に関すること。
- (16) 社会福祉課の庶務に関すること。
- 3 保護係においては、おおむね次の事務を分掌 2 保護係においては、おおむね次の事務を分掌 する。
 - (1)及び(2) <省略>
 - (3) <省略>
 - (4) <省略>

- する。
 - (1)及び(2) <省略>
- (3) 生活困窮者の支援に関すること。
- (4) <省略>
- (5) <省略>
- (6) 瀬戸市地域福祉計画の策定及び進捗に関す ること。
- (7) 社会福祉法人等審査会に関すること。
- (8) 他の所管に属しない社会福祉法人の設立、 定款変更及び指導監査に関すること。
- (9) 社会福祉法人瀬戸市社会福祉協議会に関す <u>ること。</u>
- (10) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関するこ と。
- (11) 災害弔慰金、災害援護資金等に関するこ と。
- (12) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
- (13) 人権擁護に関すること。
- (14) 更生保護に関すること。
- <u>(15)</u> 瀬戸市生活資金融資あっせん制度に関する

こと。

- (16) 瀬戸市福祉基金に関すること。
- (17) 健康福祉部の庶務に関すること。
- (18) 社会福祉課の庶務に関すること。
- する。

(1)から(3)まで <省略>

(4) <省略>

- (5) 瀬戸市地域自立支援委員会に関すること。
- (6) 瀬戸市障害者福祉基本計画の策定及び進捗 に関すること。
- (7) <省略>
- (8) 瀬戸市身体障害者福祉センターに関するこ
- (9) <省略>

(国保年金課)

第27条 <省略>

- 2 <省略>
- 3 保険料係においては、おおむね次の事務を分3 保険料係においては、おおむね次の事務を分 掌する。

(1)及び(2) <省略>

- (3) <省略>
- (4) <省略>

4及び5 <省略>

(本庁の職制)

第45条 法令に特別の定めがあるものを除くは第45条 法令に特別の定めがあるものを除くは

4 福祉係においては、おおむね次の事務を分掌 3 福祉係においては、おおむね次の事務を分掌 する。

(1)から(3)まで <省略>

- (4) 瀬戸市身体障害者福祉センターに関するこ と。
- (5) <省略>

(6) <省略>

- (7) <省略>
- (8) 瀬戸市障害者福祉基本計画の策定及び進捗 に関すること。

(国保年金課)

第27条 <省略>

- 2 <省略>
- 掌する。
- (1)及び(2) <省略>
- (3) 国民健康保険事業費納付金に関すること。
- (4) <省略>
- (5) <省略>
- 4及び5 <省略>

(本庁の職制)

か、次の表の組織欄に掲げる組織にそれぞれ同か、次の表の組織欄に掲げる組織にそれぞれ同 表の職名欄に掲げる職を置き、その職務は、そ 表の職名欄に掲げる職を置き、その職務は、そ

れぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

組織	職名	職務
部	部長	上司の命を受け、部の事務 <u>(</u> 部に次項の担当部長を置く場合にあっては、当該担当部長が掌理する事務を除く。)を
		掌理し、所属の職員 <u>(同担当</u> 部長が指揮監督する職員を除 く。) を指揮監督する。
		<省略>

2 前項に規定するもののほか、市長は、次の表 2 前項に規定するもののほか、市長は、次の表 れぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

組織	職名	職務
<省略>		
保育課	<省略>	<省略>
部	担当部長	上司の命を受け、部の担当事
		務を掌理し、所属の職員を指
		揮監督する。
		<省略>

3 <省略>

(公所の職制)

第46条 法令に特別の定めがあるものを除くは|第46条 法令に特別の定めがあるものを除くは|

組織	職名	職務
	<省	省略>
浄化センタ	<省略>	<省略>
一管理事務		
所		
ノベルティ	館長	上司の命を受け、ノベル
こども創		ティ・こども創造館の事

れぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

組織	職名	職務
部	部長	上司の命を受け、部の事務を 掌理し、所属の職員を指揮監 督する。
		<省略>

の組織欄に掲げる組織にそれぞれ同表の職名欄の組織欄に掲げる組織にそれぞれ同表の職名欄 に掲げる職を置くことができ、その職務は、そ に掲げる職を置くことができ、その職務は、そ れぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

組織	職名	職務
		<省略>
保育課	<省略>	<省略>
		<省略>

3 <省略>

(公所の職制)

か、次の表の組織欄に掲げる公所にそれぞれ同 か、次の表の組織欄に掲げる公所にそれぞれ同 表の職名欄に掲げる職を置き、その職務は、そ 表の職名欄に掲げる職を置き、その職務は、そ れぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。
れぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

組織	職名	職務
	<省	省略>
浄化センタ	<省略>	<省略>
一管理事務		
所		

佐指揮監督する。 上司の命を受け、瀬戸市 美術館の事務を掌理し、 所属の職員を指揮監督する。 上司の命を受け、瀬戸蔵 三の命を受け、瀬戸蔵 三の命を受け、瀬戸蔵 三の命を受け、瀬戸蔵 三の命を受け、 斎苑の 事務を掌理し、 所属の職員を指揮 監督する。 上司の命を受け、 斎苑の 事務を掌理し、 所属の職員を指揮監督する。 上司の命を受け、 済苑の 資源リサイ 所長 上司の命を受け、 資源リ サイクルセンターの事務	
道 美術館の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 瀬戸蔵ミュ館長 上司の命を受け、瀬戸蔵ミュージアムの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 素苑 基別の命を受け、斎苑の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 資源リサイ所長 上司の命を受け、資源リー	
所属の職員を指揮監督する。 類戸蔵ミュ 館長 上司の命を受け、瀬戸蔵 ニンアム ミュージアムの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 監督する。 上司の命を受け、斎苑の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 資源リサイ 所長 上司の命を受け、資源リ	
所属の職員を指揮監督する。 瀬戸蔵ミュ 館長 上司の命を受け、瀬戸蔵 ニジアム ミュージアムの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 本苑 上司の命を受け、斎苑の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 資源リサイ 所長 上司の命を受け、資源リ	
煮。 瀬戸蔵ミュ 館長 上司の命を受け、瀬戸蔵 ミュージアムの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 上司の命を受け、斎苑の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 資源リサイ 所長 上司の命を受け、資源リ	
瀬戸蔵ミュ 館長 上司の命を受け、瀬戸蔵 ミュージアムの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 上司の命を受け、斎苑の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 資源リサイ 所長 上司の命を受け、資源リ	
理し、所属の職員を指揮 監督する。 新苑 上司の命を受け、斎苑の 事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 上司の命を受け、資源リー	
監督する。 新苑 苑長 上司の命を受け、斎苑の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 資源リサイ 所長 上司の命を受け、資源リ	
新苑売長上司の命を受け、斎苑の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。資源リサイ 所長上司の命を受け、資源リ	
事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 資源リサイ所長 上司の命を受け、資源リー	
員を指揮監督する。 資源リサイ 所長 上司の命を受け、資源リ	
資源リサイ 所長 上司の命を受け、資源リ	
ウルセンタ サイクルセンターの事務	
を掌理し、所属の職員を	
指揮監督する。	
市民サービ 所長 上司の命を受け、市民サ	
スセンター ービスセンターの事務を	
掌理し、所属の職員を指	
揮監督する。	
交通児童遊 園長 上司の命を受け、交通児	
<u>童遊園の事務を掌理し、</u>	
所属の職員を指揮監督す	
<u> </u>	
世とっ子フ 館長 上司の命を受け、せとっ	
アミリー交 子ファミリー交流館の事	
<u> </u>	
を指揮監督する。	
<省略>	<省略>
2及び3 <省略>	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。